
「熟議の滋賀づくり」企画・運営業務委託 仕 様 書

1 委託業務名

「熟議の滋賀」づくり企画・運営業務

2 委託業務の目的

「死生懇話会」※1のテーマである「生」や「死」、「滋賀県基本構想」※2のテーマである「幸せ」といった根源的なテーマについて、より多様な方が熟議したり、あるいは気軽に意見交流できる機会をつくり、そこでの声を分析し、今後の施策や取組の基礎として反映・発信する。

※1 人生100年時代の到来とともに、多死社会を迎える中、誰もが避けられない「死」について、行政としても真正面から考えることで、「生」をより一層充実させる施策につなげる契機とするために、令和2年度に有識者による「死生懇話会」を設置して、様々な角度からの議論を深めている。

【参考URL】<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiune/kousou/316588.html>



※2 2030年に向けた県民みんなの将来ビジョンである「滋賀県基本構想」（平成31年（2019年）3月策定）では、基本理念「変わる滋賀 続く幸せ」のもと、自分らしい未来を描ける生き方と、その土台となる経済、社会、環境のバランスの取れた持続可能な滋賀の実現を目指している。

【参考URL】<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiune/kousou/10081.html>



3 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 委託業務内容

（1）業務概要

「生」「死」あるいは「幸せ」といった根源的なテーマについて、参加者同士で自由に気軽に意見交流を行う場として、県民参加型の意見交流の場（サロン）を開催するとともに、「生」「死」などの根源的なテーマと親和性のある著名なゲストを招きトークイベントを開催する。

（2）具体的な業務内容（詳細については、事前に、県と十分に協議するものとする。）

【①県民参加型サロンの企画・運営】

以下により企画・運営を行う。

ア 開催回数

3回（休日2回、平日1回）

イ 開催時期

令和7年（2025年）7月～令和8年（2026年）1月

ウ 開催方法

3回のうち1回をオンラインで、残り2回は地域を変えて県内2箇所で開催する。

エ 対象者

居住地、年齢制限ともしない。

- オ 参加者数
各回 30 名程度を定員とする。
- カ 開催時間
1 回あたり 2 時間程度とする。
- キ 参加者募集
参加者募集の告知物（チラシ 1,500 枚程度、および電子データ）の制作、広報を行うこと。広報にあたっては、年代や性別、地域等に偏りがなく、できるだけ幅広い方々の参加が見込めるよう工夫すること。なお、参加受付は受託者において申込みフォームの作成および申込受付を行うこと。また、県では報道機関向けのプレスや県ホームページなどでの周知を実施する。
- ク 経費の支出
イベントに招聘した者への謝金および旅費については、受託者が負担するものとする。また、会場使用料および参加者に配布する資料の印刷費等についても受託者が負担するものとする。
- ケ その他
企画・運営にあたっては、随時、県と協議を行うこと。

【②トークイベントの企画・運営】

以下により企画・運営を行う。

- ア 開催回数
1 回（休日 1 回）
- イ 開催時期
令和 7 年（2025 年）9 月～令和 8 年（2026 年）3 月
- ウ 開催方法
会場において集客し、オンライン配信も併用して開催する。
- エ 対象者
居住地、年齢制限ともしない。
- オ 参加者数
100 名程度を定員とする。（オンライン聴講者除く）
- カ 開催時間
2 時間程度とする。
- キ プログラム
プログラム構成や進行を行うにあたっては以下の点に留意する。

- ☞ イベントは一般公開とし、オンラインでの配信も行う。会場での聴講およびオンラインでの聴講のいずれも可能なハイブリッド型で開催する。
- ☞ 聴講者からの質問・意見をリアルタイムで受け付け、その一部をイベント内でのフリートークの中で取り上げる聴講者参加型手法を取り入れられるよう機材やスタッフ等の配置を行うこと。
- ☞ ゲストの人選については、県と十分に協議した上で出演交渉を行うこと。

- ク 参加者募集
聴講者募集の告知物（チラシ 1,000 枚程度、および電子データ）の制作、広報を行うこと。広報にあたっては、年代や性別、地域等に偏りがなく、できるだけ幅広い方々の参加が見込めるよう工夫すること。なお、参加受付は受託者において申込みフォー

ムの作成および申込受付を行うこと。また、県では報道機関向けのプレスや県ホームページなどでの周知を実施する。

ケ 記録の作成

イベントでの各出演者の発言録および当日の様子を撮影した動画を作成し、県に提出すること。（※開催後おおむね1ヶ月以内）

コ その他

企画・運営にあたっては、随時、県と協議を行うこと。

【③情報収集および分析補助】

当該サロンや当該トークイベントで得られた声や気づきを可視化し、今後の県政推進にあたって参考となる基礎情報として整理するとともに、県が実施するそれらの情報をもとにした分析に適切な補助を行う。

（3）実績報告書

委託業務完了後、速やかに実績報告書（任意形式）を作成し県に納品すること。

なお、その際は電子データにより納品することとする。

※提出期限については別途、県と協議する。

（4）業務遂行に関する留意事項

1. 受託者は、当該受託業務について管理者を置き、本県との協議および事務打ち合せに出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
2. 管理者には、本事業を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任するものとする。
3. ゲスト謝金（交通費含む）、資料印刷費、交通費、会場使用料等業務に必要な経費については、すべて受託者の負担とすること。
4. 受託者は、業務の遂行にあたっては、県と協議し適時連絡を取り、チェックを受けるものとする。
5. 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うものとする。
6. 受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。
7. 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
8. 仕様がない事項または仕様について生じた疑義は、県および受託者の双方で協議の上で決定するものとする。

5 留意事項

委託事業の経理処理にあたっては、会計帳簿や作業日報等を管理し、委託費の対象となる経費を他の経理と明確に区別して処理するものとし、委託事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

6 その他

1. 本業務を再委託する場合、事前に再委託する業務の範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

2. その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と受託者が協議の上定めるものとする。